

確定係数による算定について

確定係数による算定の主な特徴は、下記のとおりである。

1 30年度保険料

(1) 医療給付費の推計

- ・診療報酬のマイナス改定を受けて、医療給付費の推計値を修正。

診療報酬改定率	0.9881 (▲1.19%)
---------	--------------------

(2) 公費の拡充

- ・全国約1,600億円の内訳が示された。

	本県への配分額	一人当たり公費拡充額
国普通調整交付金	14億円	▲950円
国特別調整交付金(県分)	7億円	▲500円
保険者努力支援交付金(県分)	22億円	▲1,500円
保険者努力支援交付金 (市町村分)	17億円	▲1,130円
暫定措置(激変緩和措置分)	15億円	▲1,060円
計	75億円	▲5,140円

※ 公費拡充分とは別枠で、追加激変緩和として国特別調整交付金5億円が配分されている。

※ 追加公費のうち、精神・非自発的失業(全国約100億円)分は、算定に含めてない。

2 激変緩和措置

(1) 一定割合の設定

30年度保険料と28年度保険料（理論値）を比較して、県平均の伸び率（自然増）が+0.8%となったため、一定割合を2.8%に設定して激変緩和措置を講じた。

一定割合の設定	2.8% (自然増 [0.8%] + 1年当たり1%×2年 [2%])
---------	--

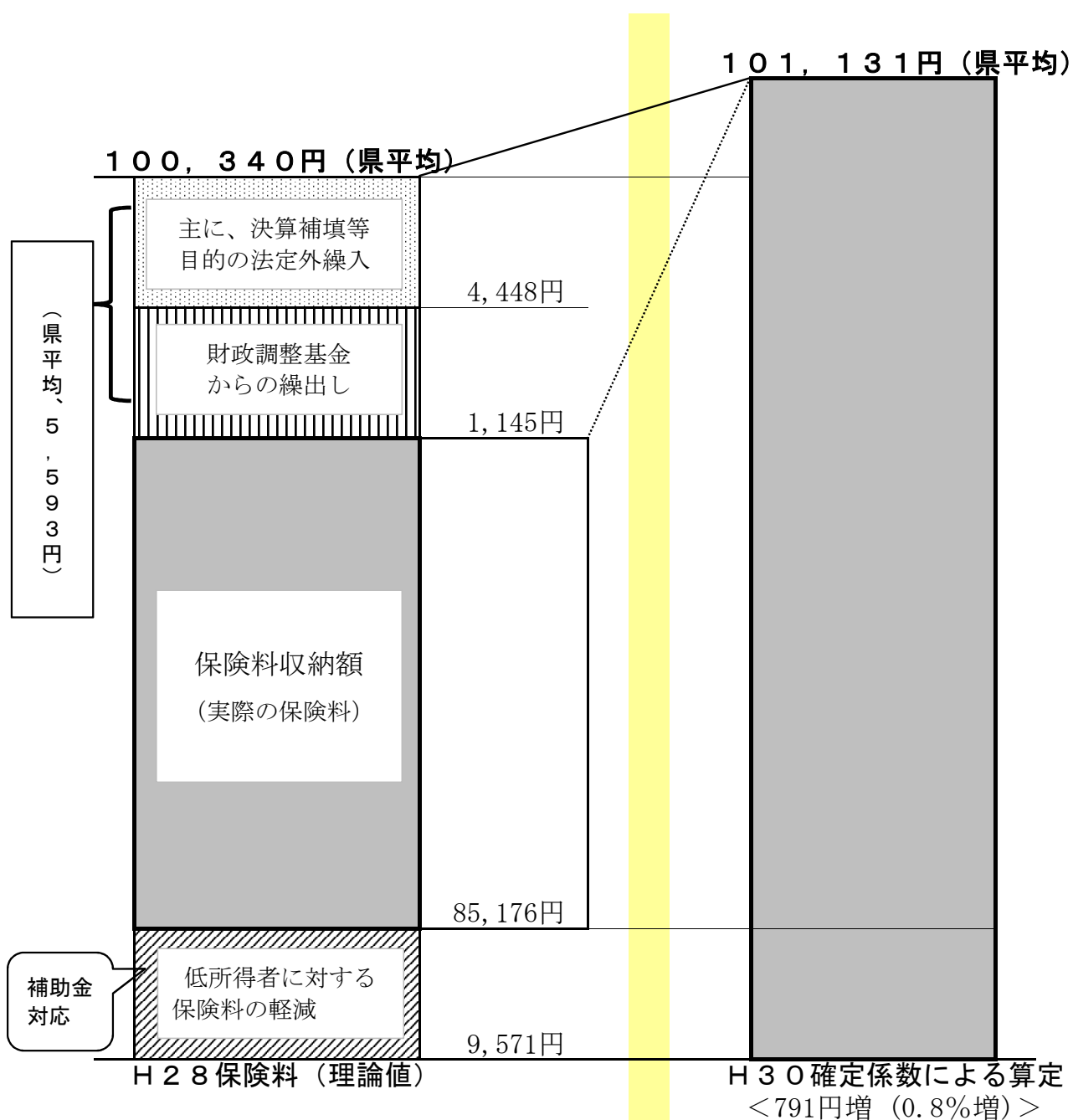
(2) 激変緩和の財源

・下記の財源を活用して、一定割合以下に抑えるよう対応。

暫定措置	15億円 (全国300億円)
追加激変緩和	5億円 (全国100億円)
特例基金	5億円
県繰入金	70億円 (2.2%相当額)
計	95億円

保険料を比較する「理論値」について（イメージ図）

- 「理論値」は、下記項目の合計額を、被保険者数で除して計算。
 - ・ 保険料（税）収納額
 - ・ 決算補填等目的の法定外繰入（単年度黒字分を控除して加算）
 - ・ 財政調整基金からの取崩し及び前年度繰越金（単年度赤字分を上限に加算）
 - ・ 低所得者に対する保険料の軽減分（収納率を加味して加算）
 - ・ 前期高齢者交付金等の精算について、28年度の確定金額により計算。
 - ※ 精算分は、28年度会計で処理した26年度分精算による増減額を含めない。
- 各市町村の財政投入がないものとして、比較した。



確定係数について

- 確定係数においては、平成30年度予算ベースのものとする（診療報酬改定を反映）。
 - ・ このうち特別調整交付金による追加激変緩和措置として100億円を配分（各都道府県の被保険者数に応じて配分）。
- これまでの試算では見込額であった前期高齢者交付金・後期高齢者支援金・介護納付金が確定額に近い額となる。
- 追加公費については、秋の試算時には配分方針を示していなかった暫定措置50億円の配分額を明らかにすることで、約1,700億円のうち約1,600億円分の具体的な配分を示すこととなる。
（暫定措置の50億円については、既に配分方法を示している250億円と同様に、各都道府県の被保険者数に応じて配分する。）

	平成28年11月・29年1月 第1回・第2回試算	平成29年7月 第3回試算	平成29年11月 秋の試算（仮係数）	平成30年1月 本算定（確定係数）
対象予算	平成29年度予算ベース	平成29年度予算ベース	平成30年度予算ベース	
制度前提	現行制度（市町村単位）	新制度（都道府県単位）	新制度を前提（都道府県単位）	
追加公費	未反映	1,200億円	約1,500億円	約1,600億円
普通調整交付金	—	約300億円	約300億円	約300億円
暫定措置	—	約250億円	約250億円	約300億円
特別調整交付金	—	約100億円（子ども）	約100億円（子ども）	約100億円（子ども）
保険者努力（都道府県）	—	約200億円	約500億円	約500億円
保険者努力（市町村）	—	約300億円 （別途特調より200億）	約300億円 （別途特調より200億）	約330億円 （別途特調より170億円）
特別高額医療費共同事業	—	約60億円	約60億円	約60億円
その他	—	—	経営努力分の経過措置を反映	前期高齢者交付金等がほぼ確定額に特調による追加激変緩和措置として100億円を交付

内訳

4

※追加公費のうち、精神、非自発分（約100億円）については未反映。追加公費の総額部分については四捨五入を行っている